



鳥取県公報

平成15年 9月19日(金)
第 7 5 2 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	保安林の指定の解除予定 (568) (森林保全課) 1
	県道の区域の変更 (569) (道路課) 1
	県道の供用の開始 (570) (") 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (571) (都市計画課) 2
	鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関、鳥取県収納代理金融機関及び 鳥取県収納代理郵便官署の名称等の一部改正 (572) (審査課) 3
選管告示	選挙管理委員会の招集 (59) 3
公 告	平成15年度毒物劇物取扱者試験の合格者 (医務薬事課) 3
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (2件) (農政課) 4
	公募型指名競争入札の実施 (管理課) 8

告 示

鳥取県告示第568号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年 9月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字波多字坂ノ元662の4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項

の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年9月19日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年9月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
青谷停車場 井手線	気高郡青谷町大字善田字鷺縄手2 - 5地先から同町大字 青谷字上寺地4220 - 1地先まで	変更前	21.3 ~ 46.7	471.0
		変更後	21.3 ~ 35.8	471.0

鳥取県告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年9月19日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年9月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
青谷停車場 井手線	気高郡青谷町大字善田字鷺縄手2 - 5地先から同町大字 青谷字上寺地4220 - 1地先まで	平成15年9月19日

鳥取県告示第571号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年9月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称
米子市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画公園事業 6・6・1号東山公園
- 3 事業施行期間
昭和47年11月10日から平成21年3月31日まで
(変更前 昭和47年11月10日から平成16年3月31日まで)
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 該当なし

鳥取県告示第572号

平成14年鳥取県告示第206号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関、鳥取県収納代理金融機関及び鳥取県収納代理郵便官署の名称等について）の一部を次のように改正し、平成15年10月1日から施行する。

平成15年9月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
3 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。）		3 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。）	
名 称	取 扱 店 舗	名 称	取 扱 店 舗
略		略	
略	鳥取県内に所在する支店	略	鳥取県内に所在する支店
中国労働金庫		山陰労働金庫	
略		略	

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第59号

平成15年第9回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成15年9月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成15年9月24日（水） 午後2時15分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 平成15年度明るい選挙推進月間について
 - (2) その他

公 告

平成15年8月29日に実施した平成15年度毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成15年9月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 一般毒物劇物取扱者試験

受験番号	1	2	3	4	5	9	10	11
	12	14	15	16	19	21		

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験

受験番号	22	30	31	34	35	39	42	45
	46	50	52	56	57	59	60	62

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年9月9日付鳥取県公報第7517号中調達公告公募型指名競争入札の実施（県営北条砂丘中北条地区畑地総合（江北浜揚水機場機械設備）工事に係るものに限る。）は、廃止する。

平成15年9月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 県営北条砂丘中北条地区畑地総合（江北浜揚水機場機械設備）工事

(2) 工事場所 東伯郡北条町江北

(3) 工事内容

本件工事は、北条町江北地内において、揚水機場の改修に当たりポンプの製作及び据付工事を行うものである。

(4) 工事の規模・構造等

ポンプ設備製作据付 1式

新規製作 揚水ポンプ 横軸両吸込渦巻 150×125mm 37kw 44m 2台

低圧制御盤 1式

(5) 工 期 平成15年9月から平成16年3月25日まで

(6) 予定価格 60,795,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 機械器具設置工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、機械設備工事に係るものを有すること。

(4) 平成15年9月19日（金）から同月30日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 平成15年4月1日（火）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者

を除く。)でないこと。

(6) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているポンプに係る設備の製作及び据付けを行う工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上の共同企業体の構成員として施工したものに限る。

(7) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 平成6年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者又は主任技術者(以下「技術者」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者として施工管理したものに限る。

イ 主任技術者にあつては、同種工事の実績がある者であること。

ウ 監理技術者にあつては、機械器具設置工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年9月19日(金)から同月30日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nourin/nyuusatujouhou/index.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年9月19日(金)から同月30日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県農林水産部農政課総務係(鳥取県庁本庁舎4階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方農林振興局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方農林振興局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のAに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係(電話0857-26-7645)とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とすることがある。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(7)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(7)のイ及びウに掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を技術者として専任で配置することを求めることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年9月9日付鳥取県公報第7517号中調達公告公募型指名競争入札の実施（県営北条砂丘中北条地区畑地総合（国坂揚水機場機械設備）工事に係るものに限る。）は、廃止する。

平成15年9月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 県営北条砂丘中北条地区畑地総合（国坂揚水機場機械設備）工事
- (2) 工事場所 東伯郡北条町国坂
- (3) 工事内容
本件工事は、北条町国坂地内において、揚水機場の改修に当たりポンプの製作及び据付工事を行うものである。
- (4) 工事の規模・構造等
ポンプ設備製作据付 1式
新規製作 揚水ポンプ 横軸両吸込渦巻 200×150mm 90kw 60m 2台
低圧制御盤 1式
- (5) 工 期 平成15年10月から平成16年3月25日まで
- (6) 予定価格 99,729,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 機械器具設置工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、機械設備工事に係るものを有すること。
- (4) 平成15年9月19日（金）から同月30日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成15年4月1日（火）からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生

法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(6) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているポンプに係る設備の製作及び据付けを行う工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上の共同企業体の構成員として施工したものに限る。

(7) 次に掲げる基準を満たすもので、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 平成6年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者又は主任技術者（以下「技術者」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者として施工管理したものに限る。

イ 主任技術者にあつては、同種工事の実績がある者であること。

ウ 監理技術者にあつては、機械器具設置工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年9月19日（金）から同月30日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nourin/nyusatusujouhou/index.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年9月19日（金）から同月30日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方農林振興局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方農林振興局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市菟町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のAに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話0857-26-7645）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されると

は限らない。

- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とすることがある。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(7)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(7)のイ及びウに掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を技術者として専任で配置することを求めることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年9月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 鳥取港湾改修（利用高度化）工事（3工区）
- (2) 工事場所 鳥取市港町地内
- (3) 工事内容

本件工事は、鳥取市港町地内にある鳥取港の陸上保管施設を改修するものである。

(4) 工事の詳細

陸上保管施設

塗装工 上層路盤 A = 10,040m²

コンクリート舗装 A = 9,899m²

補助上下架施設 ケーブル溝 L = 30m

- (5) 工 期 平成15年10月から平成16年3月20日まで
- (6) 予定価格 99,177,750円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) ほ装工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、ほ装工事に係るものを有すること。
- (5) 平成15年9月19日（金）から同年10月2日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成15年4月1日(火)から同年10月2日(木)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(7) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているコンクリートフィニッシャー又は簡易フィニッシャーを使用したコンクリート舗装工事を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(8) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

イ 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、ほ装工事業について、同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年9月19日(金)から同年10月2日(木)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nourin/nyuusatujouhou/index.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年9月19日(金)から同年10月2日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)

八頭郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されると

は限らない。

- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を技術者として専任で配置することを求める。
 - ア 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。
 - イ 監理技術者にあつては、2の(8)のイの基準を満たす者であること。